

組織体制に関する事例紹介

日本版NCAA創設に向けた学産官連携協議会
第3回マネジメントWG

2018年2月2日(金)15時～18時

他団体事例に関する要約

構成員

加盟団体・会員

- 加盟団体を会員種別(正会員、準会員、賛助会員等)により区分している。
- 会員種別に応じた会費(分担金)や使命、会員特典等が設けられている。

最高意思決定

社員・評議員

- 社団法人では、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員とし、社員総会を構成している。なお、臨床スポーツ医学会では正会員数が多数のため、「代議員制度」を採用し、意思決定の円滑化を図っている。
- 財団法人では、理事会や評議員会が推薦した候補者に基づき、評議員選定委員会等により評議員の選任を行っている。

業務執行・運営

理事(会)、監事(会) 委員会、事務局等

- 理事は社員総会、評議員会の決議により選任されている。なお、米国NCAAではDivisionによりカンファレンスからも理事会の構成員として参画している。
- 各団体の実施する事業(機能)内容に対応して、必要な委員会等の機関が設置されている。
- 事業を担う委員会等の機関のほか、その他各加盟団体の支援、調整、間接業務等を担う事務局が設置されている。

事例 ー 国内スポーツ関係団体

日本体育協会等国内のスポーツ関係団体の会員(加盟団体)構成や、社員・評議員、役員の内容・選任方法等の概要は以下の通り。

	日本体育協会 公益財団法人	全国大学体育連合 公益社団法人	日本臨床スポーツ医学会 一般社団法人	日本学生陸上競技連合 公益社団法人	日本水泳連盟 公益財団法人
加盟団体・会員 内訳	113団体(外、準加盟4団体) ○中央競技団体59団体 ○都道府県体育協会等47団体 ○関係スポーツ団体7団体 ○準加盟4団体	389団体・個人 ○国立・公立・私立大学255 ○短期大学・大学校29 ○個人会員92 ○賛助会員13	4,255名 ○正会員(医師・歯科医師)2,587名 ○准会員1,639名 ○名誉会員29名 ○賛助会員	178名 ○正会員133名 ○普通会員約10,000名 ○名誉会員45名	56団体 ○都道府県水泳連盟等47団体 ○学生委員会6団体 ○関連団体3団体
年会費 (加盟団体分担金)	○加盟団体 40万円 ○準加盟団体 20万円 ※加盟関係スポーツ団体については徴しない	①正会員:大学・大学校 学生数および体育・スポーツ系大学院の設置有無により2~10万円 ②正会員:短大・高専 2万円 ③教養体育担当の専任教員を有せず正会員となる大学・短大 1万円 ④その他の高等教育・研究機関(正会員) 2万円 ⑤個人会員 1万円 ⑥賛助会員 1口5万円 ⑦名誉会員 会費なし	○正会員 1万円 ○准会員 6万円 ○名誉会員 会費なし ○賛助会員 10万円	○正会員 5千円 ○普通会員 1.8千円 ○賛助会員 1口 1万円	加盟団体 10万円
社員・評議員 選任方法/社員・評議員の内訳	113名 評議員候補者は、理事会又は評議員会が推薦でき、評議員選定委員会にて選任 ○加盟競技団体56名 ○加盟都道府県体育協会等39名 ○加盟関係スポーツ団体7名 ○学識経験者11名	284大学 正会員を社員とし、各正会員の代表者が総会において議決権を行使 ○加盟大学	(代議員*)150名~300名 代議員:正会員の中から、社員総会の決議により選任	133名 正会員を社員とする ○学識経験者52名 ○北海道学連6名、東北学連7名、関東学連23名、北信越学連7名、東海学連9名、関西学連12名、九州学連8名、中国四国学連9名	72名 加盟団体は評議員会に対し各1名の評議員候補者の推薦でき、評議員会で選任 ○都道府県水泳連盟等47名 ○関連団体3団体 ○その他(学生委員会、高体連、中体連等)22名
理事 選任方法/理事の内訳	27名 評議員会の決議により選任 ○加盟競技団体推薦9名 ○加盟都道府県体育協会推薦9名 ○学識経験者9名	19名 社員総会の決議により選任 ○加盟大学	21名 代議員の中から、社員総会の決議により選任	22名 社員総会の決議により選任	29名 都道府県水泳連盟等及び水泳関係団体は各1名の理事候補者の推薦でき、役員候補者選考委員会で選任

*代議員制度:定款に定めることで、社員の中から選挙で代議員を選び、その代議員が社員総会の構成員とすることができる
全国的な規模で活動を行っている団体、社員数が多数となる団体、社員が全国各地に分布しているような団体に適した組織形態

事例一 国内スポーツ関係団体(目的・事業と組織図)

多くの組織においては、法人が提供する事業を担う委員会と事務局とで構成されている。

公益財団法人日本体育協会

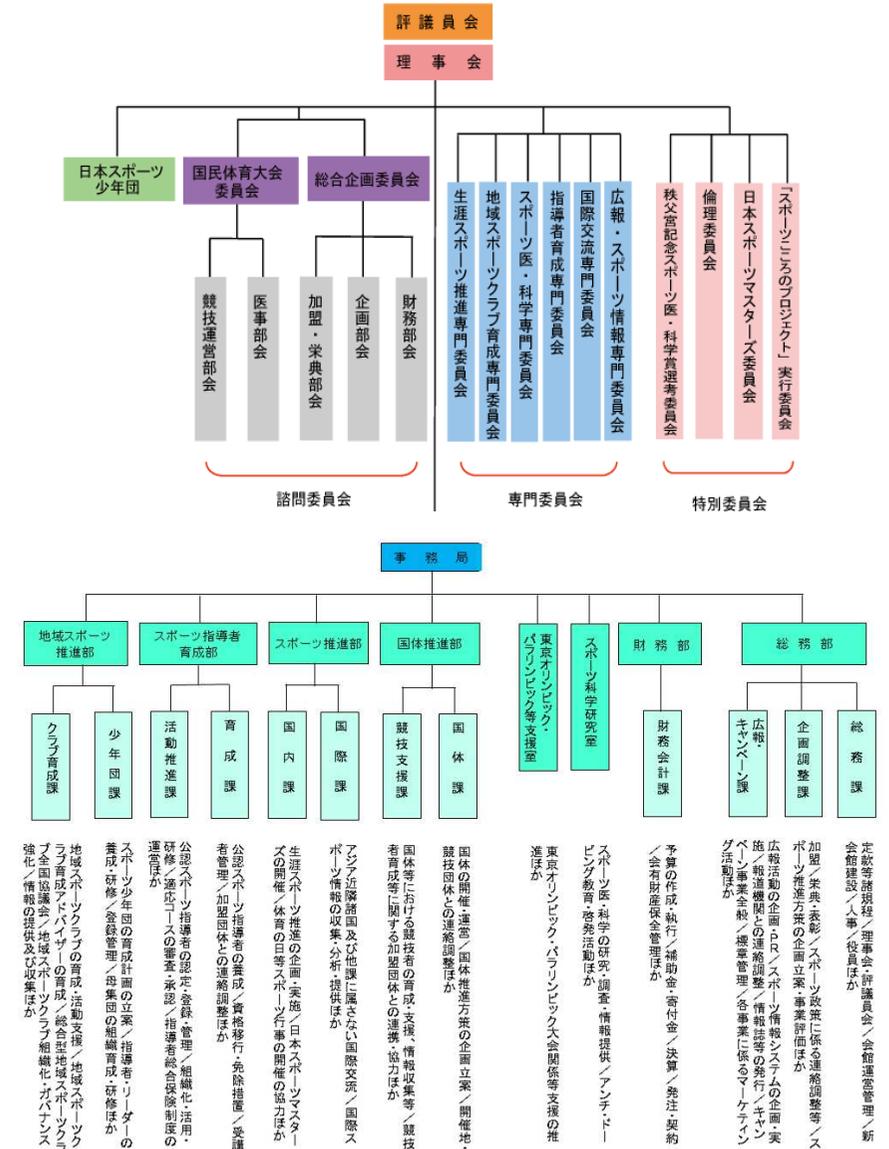
目的

わが国、国民スポーツの統一組織としてスポーツを振興し国民体力の向上を図り、スポーツ精神を養うこと

事業

- 国民体育大会及び日本スポーツマスターズの開催
- 都道府県体育協会をはじめとする地域のスポーツ組織の基盤整備及び地域スポーツクラブの育成の支援
- スポーツ指導者の育成
- この法人が実施する各種スポーツ振興事業をはじめ、スポーツに関する普及啓発を図るための広報の実施
- 国民スポーツ振興に関する各種表彰・顕彰事業の実施
- 国民スポーツ振興に関する国際交流事業の実施
- スポーツ少年団をはじめ青少年スポーツの育成
- 国民スポーツ振興に関する研究調査並びに競技者の健康の管理
- この法人の特別記念事業の実施
- わが国スポーツ振興の拠点となる施設の管理運営及び賃貸の実施
- その他この法人の目的を達成するために必要な事業

出所：各団体HP



事例一 国内スポーツ関係団体(目的・事業と組織図)

多くの組織においては、法人が提供する事業を担う委員会と事務局とで構成されている。

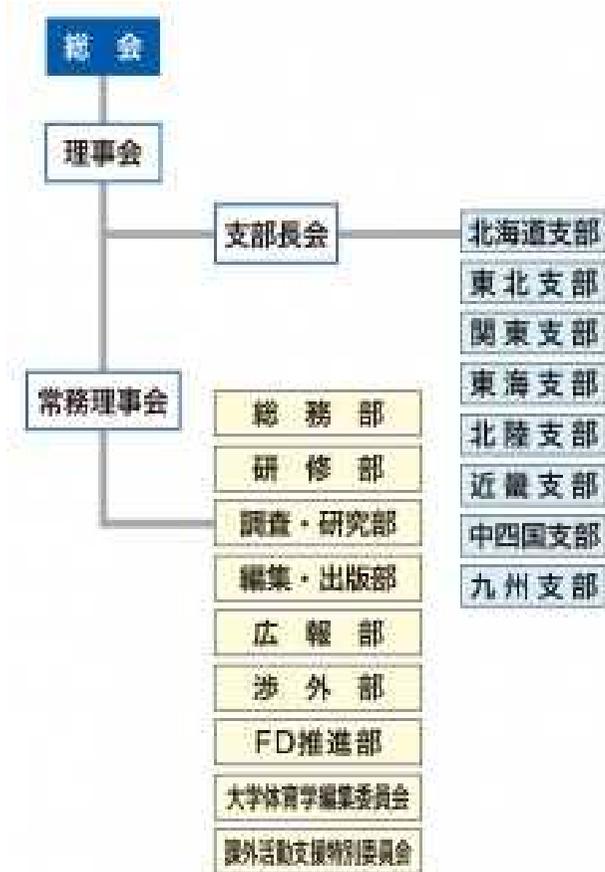
公益社団法人全国大学体育連合

目的

学校教育法に定める大学をはじめとする高等教育機関における体育に関する研究調査を行い、その成果の普及活用を図るとともに、大学をはじめとする高等教育機関における体育に関する相互の連絡、協力体制を確立し、もって大学をはじめとする高等教育の発展に寄与すること

事業

1. 大学教育及び他の高等教育における体育に関する研究調査及びそれらの助成
2. 大学教育及び他の高等教育における体育に関する研究会、研修会、その他の催しの開催
3. 大学教育及び他の高等教育における体育に関する内外の情報、資料の収集及び提供
4. 大学教育及び他の高等教育における体育に関する評価・表彰及びFD(ファカルティ・ディベロップメント)活動の支援
5. 大学教育及び他の高等教育における体育に関する機関誌、図書等の刊行
6. 内外の体育関係諸団体との連絡及び協力
7. その他この法人の目的を達成するために必要な事業



事例一 国内スポーツ関係団体(目的・事業と組織図)

多くの組織においては、法人が提供する事業を担う委員会と事務局とで構成されている。

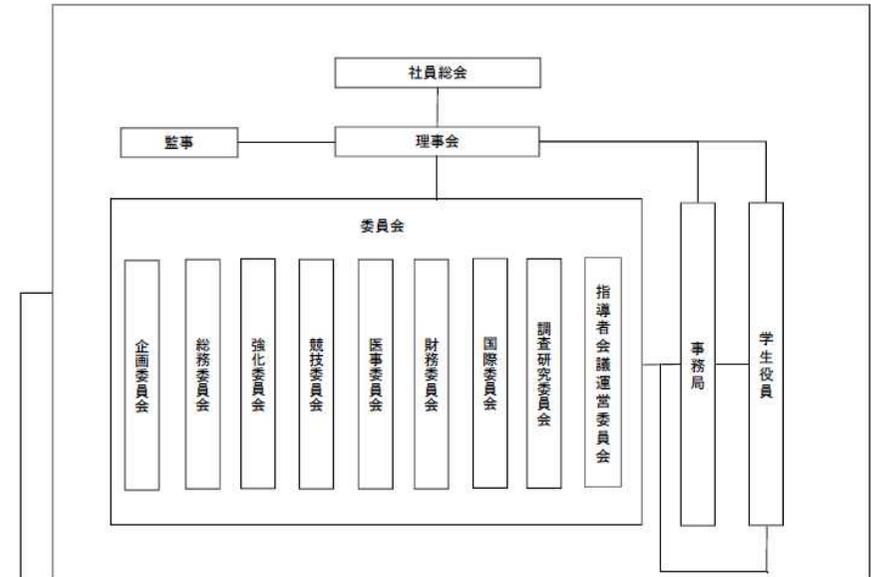
公益社団法人日本学生陸上競技連合

目的

学生陸上競技の普及・振興を図り、学生の心身の健全な発達と明るく豊かな学生生活の形成に寄与すること

事業

1. 学生陸上競技に関する競技会開催
2. 陸上競技に関する普及・振興
3. 陸上競技に関する指導者育成
4. 陸上競技に関する調査研究
5. その他この法人の目的を達成するために必要な事業



地区学生陸上競技連盟

北海道学生陸上競技連盟	加盟校(北海道)
東北学生陸上競技連盟	加盟校(青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県)
関東学生陸上競技連盟	加盟校(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)
北信越学生陸上競技連盟	加盟校(長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県)
東海学生陸上競技連盟	加盟校(静岡県、愛知県、岐阜県、三重県)
関西学生陸上競技連盟	加盟校(京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県、滋賀県)
中国四国学生陸上競技連盟	加盟校(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)
九州学生陸上競技連盟	加盟校(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、大分県、宮崎県、沖縄県)

事例一 国内スポーツ関係団体(目的・事業と組織図)

多くの組織においては、法人が提供する事業を担う委員会と事務局とで構成されている。

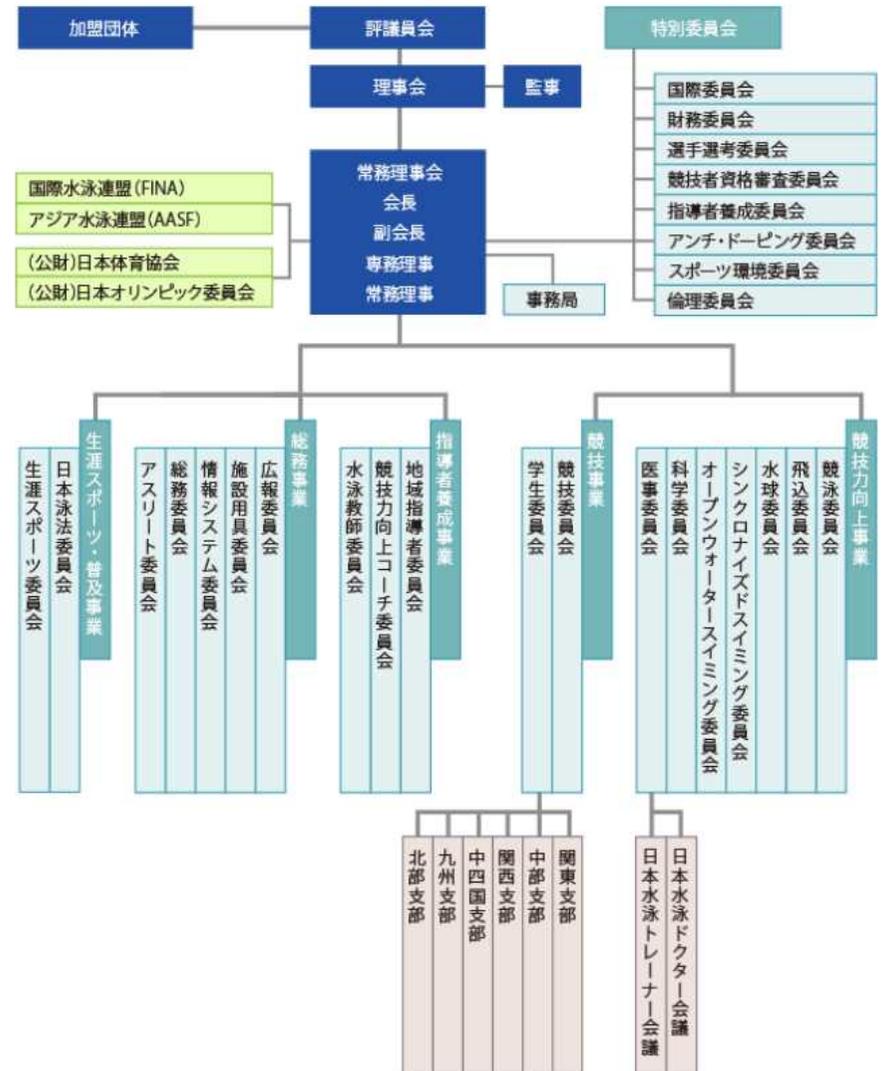
公益財団法人日本水泳連盟

目的

水泳及び水泳競技の健全な普及・発展を図り、もって国民の心身の健全な発展に寄与すること

事業

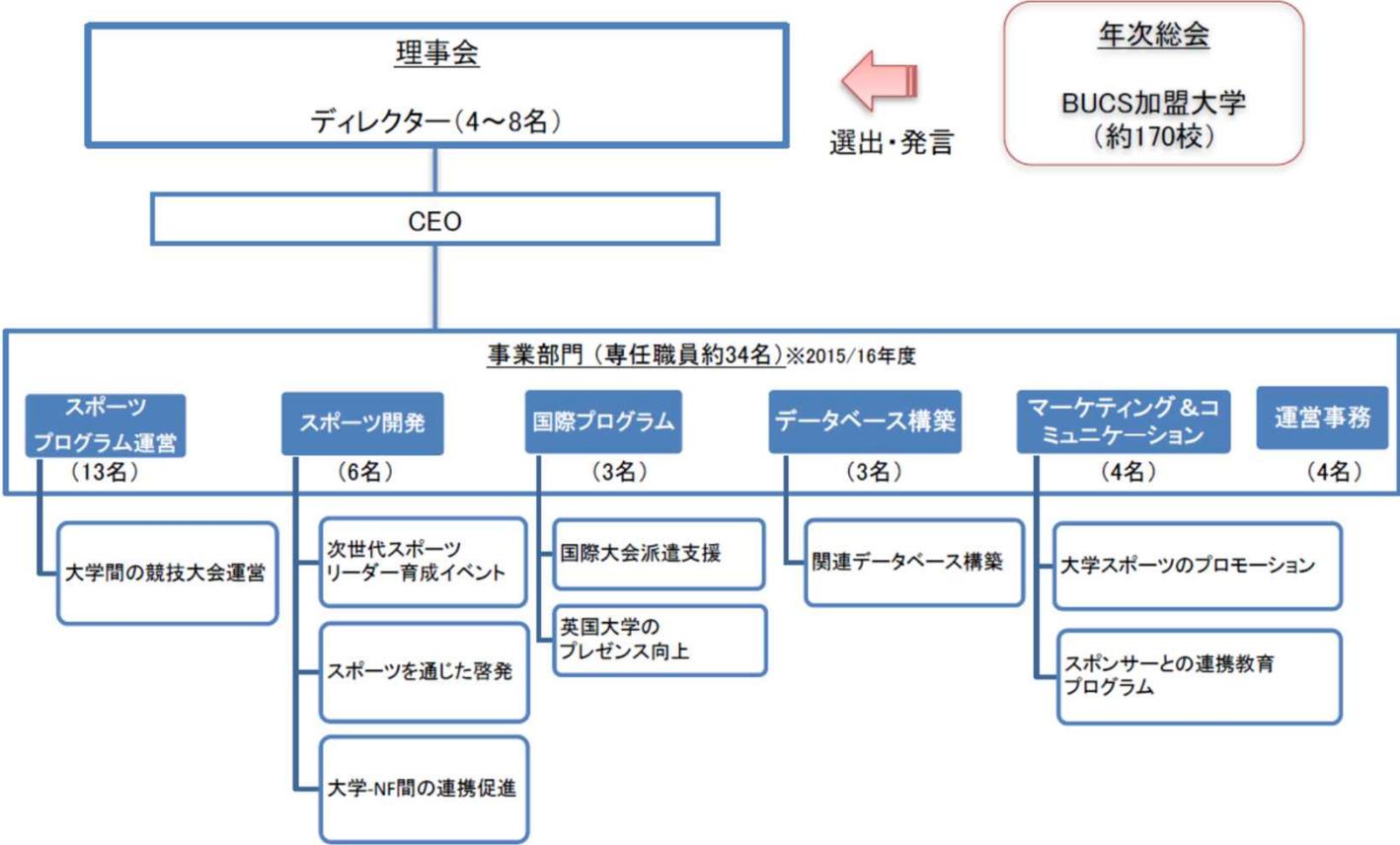
1. 水泳競技に関する日本選手権大会及びその他の競技会の開催事業
2. 水泳競技及びその競技会を成立させるための基礎条件の整備維持事業
3. 水泳競技に関する国際競技大会等に対する代表参加者の選考及び派遣並びに外国からの選手等の招へい事業
4. 水泳競技に関する競技力向上のための選手強化事業
5. 水泳及び水泳競技の普及事業
6. 我が国古来の伝統的な泳法の研究並びにその保存及び紹介事業
7. その他この法人の目的を達成するために必要な事業



事例 - 英国BUCS

英国の大学スポーツの全国的な統括団体であるBUCS (British Universities & Colleges Sport Limited) では、スポーツを教育ツールとして幅広く捉え、大学間対抗戦のほか、学生や大学スタッフの資質向上プログラムや、イベントの企画・提供にも力を入れており、それに伴った部門(機関)が設置されている。

BUCS(英国)



出所: (独)日本スポーツ振興センターによるBUCSへの聞き取り(2017年3月)

事例 ー米国NCAA

NCAAのディビジョン横断型組織

ディビジョン横断型委員会

競技のセーフガードとスポーツの医療面に関する委員会 22名の委員 3名が医療関係者	優秀者や名誉に関する委員会 9名の委員 2名の市民代表者	少数民族及び利益に関する委員会 18名の委員 3名が学生アスリート委員
オリンピックスポーツ委員会との連携委員会 14名の委員 3名が学生アスリート委員	大学院奨学金委員 7名の委員	調査委員 10名の委員
スポーツマンシップと倫理的行為に係る委員会 11名の委員 3名がアスリート学生委員	ウォルターバイヤー奨学金委員会 6名の委員	女性アスリートに係る委員会 18名の委員 3名の学生アスリート委員

理事は各委員会に対してポリシーや規則を設定する権利を持つ

BOARD OF GOVERNORS (理事会)

16名で構成
NCAAや大学全体に影響のある問題・課題を議論し、以下の機能を持つ

- ・NCAAの予算の最終承認と監督
- ・NCAA全体の戦略立案
- ・NCAAの代表者の決定
- ・毎年NCAAコンベンションを開催
- ・訴訟を起こし、解決する

DIVISION I ~ III

各DIVISIONは加盟校のニーズに応じてルールとポリシーを設定するが、NCAAの全体的な戦略に準じるため理事会から指導を受けている

各DIVISIONの意思決定プロセス

DIVISION I COUNCIL → DIVISION I BOARD OF DIRECTORS
 DIVISION II MANAGMENT COUNCIL → DIVISION II PRESIDENT COUNCIL
 DIVISION III MANAGMENT COUNCIL → DIVISION III PRESIDENT COUNCIL

NCAA理事や各委員会からの指示に必ずしも従うものではない